



各集落での住民税(町県民税)の
申告受付を2月22日(金)から始めます

■ お問い合わせ先
町税務課(担当: 浜野) ☎ 32-6702

□ 住民税申告受付会場・日程

申告受付日	集落名	会場	受付時間	
2月	22日(金)	南市	文化会館	9:30~11:00
		木野	担い手センター	13:30~14:30
		坂尻	多目的センター	15:30~16:30
	26日(火)	北田	集落センター	9:30~11:00
		大藪	生活改善センター	13:30~14:30
		早瀬	生活改善センター	15:30~16:30
	27日(水)	河原市	研修センター	9:30~11:00
		麻生	王の舞会館	13:30~14:30
		山上	農村婦人の家	15:30~16:30
28日(木)	松原	担い手センター	9:30~11:00	
	佐柿	国吉会館	13:30~14:30	
	太田	生活改善センター	15:30~16:30	
3月	1日(金)	久々子	生活改善センター	9:30~11:00
		日向	漁村センター	13:30~16:00
	5日(火)	佐田・ けやき台	佐田公民館	9:30~11:00
		菅浜	農業構造改善センター	13:30~16:00
	6日(水)	丹生	公民館	9:30~11:00
		小倉	小倉会館	13:30~14:30
		和田	ふる里交流センター	15:30~16:30
	7日(木)	新庄	山村開発センター	9:30~11:00
		上野	生活改善センター	13:30~14:30
		宮代	生活改善センター	15:30~16:30

※この会場では確定申告の受付はできません。

確定申告をされる方は、税務署や確定申告会場をご利用ください。



町 では、平成25年度の各集落での住民税(町県民税)の申告受付を2月22日(金)から始めます。

都合の悪い方は、町税務課で申告できますので、期間中に必ず申告手続きを行ってください。

住民税の申告の期間
2月18日(月)~
3月15日(金)

■ 申告をしなければならない方
平成25年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

- 平成24年中に所得のあった方
- ※所得が給与や公的年金だけで、その支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。
- 所得がなくても町役場から申告の案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

■ 申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成24年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書
- 医療費控除を受ける方(医療費の支払額から保険金等で補てん

■ 平成25年度住民税の主な変更点

生命保険料控除の合計適用限度額(7万円)に変更はありませんが、従来的一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に介護医療保険料控除が新設されました。

される額を差し引いた額が10万円以上(所得の5%が10万円以下の方はその金額)は、医療費の領収書(明細のわかるもの)

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続です。

※日本国内に住所を持っているか、現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

確定申告を しなければならない方

- 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- サラリーマンで給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、公的

年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

確定申告をすれば 所得税が還付される方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに当てはまり、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により、納め過ぎた税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財等の資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- ※ 東日本大震災により被害を受けた方については、雑損控除の特例等の税制上の措置がありますので、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ② 病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合等



インターネットで 申告書が作成できます

税務署では、国税庁のホームページを活用した申告書の作成と、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」の利用を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、贈与税、消費税の申告

書や青色申告決算書等が作成できます。申告書等を作成した後は、同コーナーからそのまま「e-Tax」を利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンタで印刷して送付等により税務署へ提出することもできます。

※税務署における申告会場では、備え付けのパソコンを使用している申告をお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

ネットなら便利!! 確定申告



国税庁ホームページの

確定申告

検索

www.nta.go.jp

「確定申告書等作成コーナー」



で「申告書」を作成してください!

メリット

- ① 24時間いつでも利用可能です。
- ② 税務署に行く必要がありません。
- ③ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④ データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。
- ⑤ 保存したデータは翌年以降も利用できます。





国税庁ホームページから「e-Tax」をご利用ください!

平成24年分の所得税の**確定申告の相談**及び**申告書の受付**は2月1日(金)

**税務署での申告相談は
2月1日(金)から!**

税務署の申告相談会場の開設日は、2月1日(金)です。税務署において確定申告の相談を希望される方は、開設日以降にお越しただきますようお願いいたします。

1月31日(木)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署において相談することができ、限られた職員で対応していますので、お待ちいただく場合があります。

○申告相談会場の受付時間
午前9時～午後4時

※会場の混雑状況によっては、午後4時前でも受付を終了する場合があります。



公的年金等を受給している方へ(平成23年分以後の所得税について適用)

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告の必要がない場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※所得税の確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳細は、町税務課へお問い合わせください。

扶養控除等が改正されました(平成23年分以後の所得税について適用)

平成23年分の所得税から、扶養控除が次のとおり改正されていますのでご注意ください。

●控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の方となり、年齢16歳未満の方に対する扶養控除が廃止

されています。

ただし、個人住民税の非課税限度額の算定に必要となりますので、その扶養親族の氏名を、所得税確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の住民税「16歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。

●年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除については、扶養控除の額が63万円から38万円に改正されています。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方(所得税の申告の必要のない方を含みます)について必要となります。



▷ e-Tax申告相談会場

国税庁ホームページを活用した申告の指導や相談に応じます。

会場	期間	相談従事者
美浜町役場	2月25日(月)～3月1日(金)	税理士
若狭町役場(若狭町中央1-1)	2月22日(金)～27日(水)	税理士
敦賀市役所(敦賀市中央町2-1-1)	3月1日(金)～15日(金)	税務署職員
敦賀市栗野公民館(敦賀市御名53-19)	2月19日(火)・20日(水)	税務署職員

※土曜日・日曜日は除く



水資源を守ろう



地球は水の惑星？

地球は水の惑星といわれています。事実、日本では蛇口をひねればいつでも水を飲むことができ、めつたなことで喝水することはありませ

ん。しかし、地球上の98%は海水であり、淡水はわずか2%です。しかもそのほとんどは南極や北極の水であり、私たち陸上生物が利用できる水は、地球上のほんの0.01%に過ぎないのです。

水不足の地球

現在、世界中で約7億人が水不足の中で生活をしています。不衛生な水しか手に入らず、多くの子どもが亡くなっている事実もあります。

また、いくつかの国際河川（国境をまたぐ河川）では、上流の水需要の増加により下流で水が枯渇し始めたことによる国家間の紛争さえ起きています。



水不足は何故起きるのか？

水不足が起きてきている原因は、私たちの生活が豊かになったことが大きく関係しています。

人口の増加に伴う食料の増産、途上国の工業化や生活の物質的な向上により、世界の取水量がこの30年で1.4倍近く増加しているのです。（左表参照）

世界の取水量

国	年	1980	1990	2000	2010
インド		432	518	565	628
中国		432	469	582	634
日本		90	91	89	100
その他アジア		157	213	257	269
欧州		449	482	463	535
北アメリカ		676	653	705	744
その他世界		939	1,207	1,313	1,521
世界計		3,175	3,633	3,973	4,431

※その他アジアは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、豪州、ニュージーランドの合計

仮想水の大量消費国日本

先進国が水を大量消費していることが、上の表からも分かるとは思いますが、直接の水消費に加えて、仮想水の消費も大きな問題とされています。

仮想水とは、農産物・畜産物・工業製品の生産に要した水の量を、農産物・畜産物・工業製品の輸入に伴って売買していると捉えたものです。例えば、輸入された米と牛肉で一杯の牛丼を作るには、約2,000リットルの水が必要だと言われています。米と牛肉を輸入した国は、その分の水を消費したことになります。100円ほどのハンバーガーを食べるには、約2,400リットルの水が必要だという試算もあります。

食料自給率が低く、生活の大部分を輸入に頼っている日本は、仮想水の大量消費国であり、その量は日本の水使用量全体に匹敵するといわれています。



約2,000リットル必要



約2,400リットル必要

できることから始めよう

私たちが生きていくために水は必要不可欠なものです。貴重な資源を守るために、一人ひとりが水を大切に使用しよう心がけましょう。

◆ 私たちにできること

- 水の危機を知る
- 風呂、洗濯、炊事等で節水を徹底する
- 仮想水対策として、できるだけ国産品を利用する
- 台所等から油や汚染の原因となるものを流さない



↑ 耳川の清流。きれいな水を大切に使いましょう

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703

美浜発電所の状況



今回の報告では、12月18日から1月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日～)

美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日～)

美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日～)

県原子力発電所所在市町協議会で
県議会に要請

昨年12月19日に、原子力発電所が立地する県内4市町の首長及び議長で構成した福井県原子力発電所所在市町協議会で、吉田伊三郎福井県議会議長及び山本芳男自民党県政会会長に要請を行いました。

今回の要請は、次の4項目を、今後、県議会としても、国に要請いただくよう求めたものです。

【要請項目】

- ① 原子力発電所の新たな安全基準の早期明確化と、安全確認がされた原子力発電所の遅滞ない再稼働
- ② 破砕帯調査の科学的根拠に基づいた判断基準と、地元への詳細な説明
- ③ 現行の2030年代の原子力発電所ゼロを目指す「革新的エネルギー・環境戦略」の抜本的な見直しと、現実に即したエネルギー政策の明確化
- ④ 原子力発電所の長期停止による立地地域の経済・産業を支える具体的な政策及び支援策

要請で山口町長は「原子力行政は、地元住民の理解が不可欠である。今回の選挙では、安全が確認で

きた原子力発電所は稼働させるとして政党が国民から支持を受けたと思う」と述べ、今回の要請内容を十分に踏まえ対応いただくよう求めました。

この要請を受け、吉田県議会議長は「議会と首長が一体となり、国に思いを上げないといけない」と応えました。

福井県原子力発電所所在市町協議会では、今後も、引き続き会員間の連携を図りながら、原子力発電に係る課題や問題等に取り組んでいきます。

生涯学習センターなびあすに

原子力関連図書を整備

町では、昨年12月、生涯学習センターなびあす内の町立図書館に原子力関連図書(計182冊)を整備しました。

今回整備した図書は、放射線の基礎をはじめ、原子力発電の仕組み、原子力発電を取り巻く課題・問題等を、幼児から実務に携わる方までの幅広い層の方々が、正しく理解いただけるよう整備したものです。

これらの図書は、なびあすの図書館内の原子力コーナーに備えています。図書館のホームページからも検索できますので、ぜひご利用ください。



↑原子力コーナーは図書館に入り、正面突き当たりにあります



↑吉田県議会議長に要請する山口町長ら